

しょういちいおさきだいまょうじんへんがく

正一位尾崎大明神扁額

指定種別：市指定文化財

指 定 日：平成 10 年 7 月 30 日

所 在 地：釜石市浜町（尾崎神社）

制 作 年：寛政 11(1799)年

寸 法：縦 110.6 cm 横 66.7 cm

銘 文：表 正一位尾崎大明神

裏 寛政己未拾一年五月三日

聖護院宮二品法親王盈仁書



尾崎神社は日本武尊を祭神とする古社で、源頼朝の奥州平定後、閉伊郡を治めた閉伊頼基は本社を信仰し、遺言により天受院賢海が遺骸を尾崎山宝剣の傍らに埋めたと伝えられています。子孫は鳳成院を名乗り、神仏混淆の宮寺として古藤山本宮寺と号しました。

享保 4 (1719)年、吉田神祇管領より「大明神」の神号宣旨があり、寛政 11(1799)年には正一位の神階を賜りました。この扁額はその時に賜ったもので、園城寺第 151 代長吏である京都聖護院門跡盈仁二品親王による染筆の神号扁額です。

